

大分県報

令和八年
第六九〇号
三月二十三日

（月曜日）

目次

告示

道路区域の変更（二件）……………一
道路の供用開始……………一

〇告 示

大分県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
主要地方道 森耶馬溪線	玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六 六番四地内	前	メートル 二〇・五 一六・三	メートル 四七・八
		後	三八・三 一六・三	四七・八

令和八年三月二十三日

大分県報（告示）

一

大分県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
主要地方道 飯田高原中 村線	玖珠郡九重町大字田野字下野六五四 番三地从 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八 三番一―一まで	前	メートル 一八・二 八・〇	メートル 一五二・七
		後	二七・〇 一一・六	一五二・七

大分県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和八年三月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
主要地方道飯田高原中 村線	玖珠郡九重町大字田野字下野六五四番三から 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八三番一― 一まで	令八・三・二三